

加賀市議会交際費取扱要綱の運用について

加賀市議会交際費取扱要綱（平成17年加賀市議会告示第5号）第2条に定める支出基準は、次のとおり運用するものとする。

(1) 会費

総会や懇親会を目的とする会合への参加費用及び記念式典、行事、祝賀会等の懇談を目的とする会への出席費用

項 目	支 出 額 等
ア 所属する団体等の年会費	当該団体等の定める額
イ 意見交換会・情報交換会への参加費	5,000円を限度 (1名につき)
ウ 懇親会費・祝賀会費	
① 会費が定められているとき	当該会費の額
② 会費が定められていないとき	10,000円を限度 (1名につき)

(2) 激励金

競技大会等に参加する者に対して、激励をするための費用

項 目	支 出 額 等
県消防放水大会、県体育大会等の大会	10,000円を限度

(3) 祝金、祝品

慶事等各種行事を祝うための費用

項 目	支 出 額 等
就任祝	10,000円を限度又は 清酒2升若しくは清酒券
叙勲、褒章祝	清酒2升又は清酒券
当選祝	
① 地元選出国會議員	清酒3升又は清酒券
② 県知事、地元選出県議會議員	清酒2升又は清酒券
③ 近隣首長、正副議長	清酒2升又は清酒券
起工式、竣工式	清酒2升又は清酒券
祈願祭等（宗教上のものを除く）	清酒2升又は清酒券
祝電	その都度協議する。電報代

(4) 見舞金

1週間以上の入院加療及び1か月以上の自宅療養に対する見舞金並びに災害等の見舞金及び義援金

項 目	支 出 額 等
市議會議員（本人）	10,000円を限度
地元選出国會議員・県議會議員（本人）	10,000円を限度
常勤・非常勤の特別職（本人）	10,000円を限度
災害等による見舞金・義援金	その都度協議する 30,000円を限度

(5) 弔慰金

本人が死亡した場合の葬儀等における香典・生花及び弔慰電報

項 目	支 出 額 等
市議会議員	20,000円
元市議会議員	10,000円
市職員	20,000円
地元選出国會議員・県議會議員	10,000円
常勤・非常勤の特別職の職員（現職）	20,000円 生花1対 （ただし、合計で30,000円を限度）
常勤の特別職の職員（元職）	10,000円 生花1対 （ただし、合計で30,000円を限度）
近隣市町の議員・首長	10,000円
弔慰電報	その都度協議する。電報代

(6) その他

餞別、賛助金・協賛金、贈答品等、土産代など

項 目	支 出 額 等
議会の交際上必要と認められる餞別、 賛助金・協賛金等	社会通念上、妥当と認められる額 （ただし、30,000円を限度）
陳情・要望の際の土産代	5,000円を限度

（平成27年11月1日見直し）